

令和8年6月より 外来で長期収載品の処方を希望する場合 選定療養費の自己負担額が変わります

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、外来において患者さんの希望で先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費の支払いが生じます。

◆後発医薬品とは

先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です

◆選定療養費とは

先発医薬品と後発医薬品の**価格差2分の1相当**の料金のことを言います



※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※選定療養費の負担を含めた総額は、薬の金額や処方日数等によって異なります。

※国や地方単独の公費負担医療制度（重度心身障害者医療受給者証やこども医療費助成など）をご利用の場合も負担の対象となります。

ただし、以下の場合は引き続き保険給付となります。

- 先発医薬品を処方・調剤する医療上必要と認められる場合
- 後発医薬品を提供することが困難な場合
- バイオ医薬品が処方される場合

山口県立総合医療センター 院長

(R8.5 医事課作成)